

第1回津島地区小学校統合準備協議会（協議概要）

【開催日時】

令和8年8月31日（月） 午後6時30分～午後8時10分

【開催場所】

岩松公民館2階 大集会室

【出席者】

統合準備協議会委員 32名（4名欠席）

教育長、教育部長

教育総務課 4名（課長・課長補佐・総務係長・総務係主任）

学校教育課 1名（課長補佐）

生涯学習課 1名（課長）

企画課 2名（課長補佐、企画係長）

【会議概要】

1. 開会

2. 教育長あいさつ

津島地区では、岩松小学校、清満小学校、畑地小学校、北灘小学校の保護者の皆様、地域の皆様に説明会を開催させていただき、「令和10年4月に4校で統合すること」についてのご理解をいただいた。

本日、統合準備協議会を設立し、統合に向けて具体的なお話させていただきたいと考えている。

この統合準備協議会では、委員の皆様とともに令和10年4月に4校の子ども達が新しい気持ちで、そして安心して新しい学校生活をスタートすることができるよう、準備を進めていきたいと考えている。

3. 事務局職員及び委員紹介

4. 統合概要

資料をもとに、統合の基本方針、児童数推移、津島地区小学校の統合方針、通学手段等を簡単に説明する（会議資料P.2～P.5参照）。

<質問・意見なし>

5. 協議事項

（1）統合準備協議会組織について

資料をもとに、統合準備協議会の組織について説明する。全体会の下に教育検討部会を設置するが、教育検討部会の委員は全体会の委員と重複するため、全体会＝教育検討部会として位置づけることの説明のほか、清満地区、畑地地区、北灘地区には学校跡地利活用検討部会を設置することを説明する（岩松地区については校舎がなくならないため設置しない）（会議資料P. 6 参照）。

＜主な質疑応答＞

Q. 学校跡地利活用検討部会を開催する場合のコピー代や郵送費などの事務費の取扱いはどうにすればよいか。

A. 部会に参加する方への案内や必要な資料の印刷については、ある程度は教育委員会で対応させてもらいたいと考えている。ただ、基本的には地域の内部の方々だけで協議、検討することを想定しているため、外部から講師を呼んだり、視察に行ったりすることまでは考えていないことはご了承ください。変わったことをするときには個別にご相談いただきたい。

Q. この会議は次回から誰が招集してどのようにしてやっていくのか。地域によって色々と考え方が違うため、各校区で分かれてやっていく方向性を持っているのか。また、会長は誰がどうやって決めるのかを教えてください。

A. まず全体会に関しては事務局が2か月に1回のペースで開催していく。学校跡地利活用検討部会については、本日、皆様に市の方針を説明させていただいたため、地域の方に持ち帰っていただき、皆様だけでなく学校の利活用に興味のある方もいると思う。今のメンバーで集まっていいただいて話し合いをするのか、自治会長も入れて話し合いをするのか、詳しく話したいから事務局を呼んで説明をしてほしいなど、色々なやり方がそれぞれの地域であると考えている。

会長については、それぞれの地域で会長を決めていただきたいと思っていたが、構わなければこの会が終わった後に音頭をとっていただける方を話し合いで決めていただきたい。

Q. 学校跡地利活用検討部会での検討はいつまでにしなければならないのか。

A. 全体会があって、その下に跡地利活用検討部会がある。これが令和10年3月まで設置されることになる。ただ、事例として、検討部会の中でなかなか検討が進まなければ、地域の方で選出いただいた会長とご相談させていただき、それが学校跡地利活用検討協議会のようなかたちで名前と組織のかたちを変える、もしくはそのまま継続ということもあり得るが、そこは地域の方々と状況に応じて相談させていただきたい。

(2) 統合協議にかかる基本的事項及び協議スケジュールについて

資料をもとに、統合協議にかかる基本的事項及び協議スケジュールについて説明する。学校統合時期、学校位置、通学方法など、これまでの保護者説明会、住民説明会で説明してきている内容や、学校の経営方針や学則など学校長で決めていくものについては今回の第1回の協議会での決定事項とし、学校名称、校歌、校章、体操服のデザインなどについては今後の協議事項として、未就学児を含む保護者へアンケートを実施し、アンケートでの意見をもとに第2回以降の協議会で協議を行うことで説明し、了承を得る（会議資料P. 7～P. 14参照）。

<主な質疑応答>

Q. 体操服について、新しいデザインで新調した場合、保護者の負担がないように補助などはしてもらえないか。

A. 体操服の購入補助については、これまでの統合した学校でも補助を行ってこないため、できない。ただし、地域への閉校記念品の予算から、体操服の購入費用に充てたという例はあるため、そういった対応は可能である。

Q. 協議会の今後のスケジュールについて、来年の6月まで予定されているが、新年度で役員が替わる場合、後任に引き継ぐのか、それともこのメンバーで行うのか。

A. 充て職でお願いをしているため、来年度、後任の方へ引き継いでいただくことを基本としているが、協議会で決定している内容の状況によっては現在の委員に続けていただくことも差し支えないと考えている。

Q. 通学方法について、畑地、北灘は路線バスと決まっているが、臨時のときや、学校が早く終わるようなとき、児童の待ち時間が長い場合にはどういう対応をしてくれるのか。

A. 学校の下校時間について、参観日などで年に数回変わった時間割もあるため、学校が終わった後にバスの時刻まで1時間半など長い時間待つようであれば、宇和島市内の学校では、そのときだけタクシーでの下校で対応している。津島地区でも同じように臨時の下校時間があるときには、なるべく児童の待ち時間が生じないように何らかの対応をしていく。

Q. タクシー以外の方法もあるのか。

A. まだ具体的に時間が調整できていないが、例えば、岩松小学校が早く帰るときには下灘小学校が通常授業であれば下灘小学校のスクールバスを活用したり、調整が必要ではあるが、清満地区へのスクールバスで先に北灘地区の児童を送るなどして順番を変えるなど、北灘の児童だけが待つことにならないように調整したいと考え

ている。

Q. 体操服の件で、夏には陸上大会もあるが、そのときに子ども達の体操服がバラバラでも問題ないのか。

A. 大会の競技自体はユニフォームで出ることになるため、体操服はバラバラであってもユニフォームについては新しい学校名のもので新調させていただき、揃ったユニフォームで競技に出られるようにしたいと考えている。ウォーミングアップ等で使用する体操服については、その時点で使えるものを使えばよいと考えている。

Q. 下校時のタクシー利用について、例えば1年生だけがタクシー利用するときには学校の教員が付き添うのか。子ども達が普段乗り慣れていない方法で帰る場合に、何か子ども達が嫌な思いをしないか。

A. 登下校の方法が変わるため、通学までに路線バスの乗車指導や基本的な路線バス、スクールバスの乗り方については学んでももらいたいと考えている。タクシーについても、滅多にないことではあるが、乗り方に問題がないように対応していきたいと考えている。

Q. バス通学について、下校時の待機場所はどこになるのか。

A. 基本は学校の中で、教室などで待ってもらうことになろうかと思う。具体的な待機場所については、学校長と相談させていただく。

Q. それを学校に任せると先生達の仕事が増えて、先生の時間内の仕事ができなくなる。宇和島市の先生の人数は児童数に対して決まると言っているが、うまく運営できるようにしてもらいたい。学童にしても学校にしても先生の笑顔が消えたら子どもの笑顔も消えると思う。そのあたりを現場で見てもらって、先生の意見を聞いてもらって、うまく教育現場がまわるようにしていただきたいので、これからの1年半で話し合っていきたい。

A. 学級数によって教職員の数が決まるため、十分に教職員を増やすことは難しいが、統合に向けての加配は重ねてお願いしていくつもりである。そして、市の支援員やスクールサポートスタッフなど、市で雇用できるものについては考えていきたい。

(3) 閉校記念式典、事業について

資料をもとに、閉校記念式典、事業について説明する。閉校記念式典は令和10年3月18日～20日の間で、具体的な日時は各学校と調整して実施し、これまで閉校した他

地区では教育委員会主催の式典後に、学校、地域による記念行事が開催されており、津島地区においても実施について検討していただきたいことを説明する。

閉校記念事業としては、「記念誌の作成」「記念碑の設置」「記念動画の作成」「記念品の配布」の4つを予定している旨を説明する（会議資料P. 15～P. 18参照）。

<質問・意見なし>

（４）学校跡地利活用基本方針について（清満、畑地、北灘地区のみ）

資料をもとに、学校跡地利活用基本方針について説明をする。利活用に向けた方針について、地域での活用、公共・公用施設として活用をはじめとする5つの方針について説明し、各小学校の施設概要について説明する。跡地施設利用の申請についてフロー図で説明し、跡地施設の活用例についても紹介する（学校跡地の利活用について参照）。

<主な質疑応答>

Q. 子ども教室について、現在、清満公民館はいっぱいいっぱい、常時子ども達を子ども教室で受け入れるということはすごく大変なようである。それを例えば小学校に子ども教室を置いていただけるということになると、管理などは市でしていただくことができるのか。そうすれば学校もある程度きれいに存続することができると思うが。

A. 利活用においては、先ほど公共的な施設への転用というところも話させていただいたが、あとは施設の状態であったり、利用者数とその状況に応じて、教育委員会と企画課の方で地域の要望を伺いながら検討することになると思う。そこは今後の統廃合の状況に応じて変わっていくと思うため、その状況に応じて検討していく。

Q. 要望をすれば、管理を市の方で検討していただけるのか。例えば、子ども教室であれば、教室は全部空調が整備されているが、トイレや体育館などについても子ども教室のために使用できるのか。地域の間も草刈りをしているが、そのように学校の中を子ども達が活用するのであれば、外の整備ぐらいは私たちが無償ですることでもできなくはない。施設を市の方で管理してくれるのであればありがたいと思う。

A. 現状の清満子ども教室の運営等の個別具体的なことを把握できていないため、言われた要望を含めて子ども教室の指導員や公民館長と協議を進め、検討させていただきたい。

Q. 学校跡地利活用について、吉田地区が閉校になって、三浦も閉校になって、今、

利活用をしているか。利活用を地域で使っている例があれば教えていただきたいのと、民間でやりたいと希望しているところはあるかを教えていただきたい。

A. 地域の利活用でいうと、旧吉田小学校で地域の団体が自己財源を地域づくり交付金であったり、地域で負担されるものを財源として利活用されている事例がある。民間の利活用は石応小、浦知小、九島小で利活用されている。

Q. 既に閉校している学校の利活用の希望はとっているのか。

A. このような会議で皆様と協議させていただいたり、地域から公民館を通じて話をいただいて出向いて意見を交換しているところも中にはある。維持管理の費用の捻出や、事業の具現化で、担い手をどうしようかというところで、なかなか利活用まで至っていない事例もあるが、協議をしている地区もある。

Q. おそらく他の地区も利活用は難しいのではないかと思います。浦知は特異な例であって、由良や旧下灘地区も全然使っていない。清満もまず使うことがないのではないかと思います。管理をどうやってしていくのか、そちらをきちっとしていただきたい。今は学校があるから推進員もいて、PTAも協力して草刈りもしているが、これから先、推進員もいなくなれば市役所で対応するのか、公民館が対応するのか。

A. 今言われた事例は閉校になった施設が利活用がなされておらず、空き施設ではないかという指摘だと思う。指定避難所というところで、草が生えているところもあるが、最低限の維持管理は教育委員会、危機管理課とも連携しながら行っている状況である。

Q. コロナ禍のときに、閉校となった学校を回ったが、グラウンドは草が生い茂っていた。清満や畑地、北灘も使わなくなったらグラウンドも草が生えてしまうと思う。跡地利活用よりも地域の人が使っていくためにはどのようにするか考えていくのがいいと思う。

A. 学校の跡地の維持管理は最低限の維持管理にはなってしまう。閉校後の草刈りは教育総務課が実施するが、学校があったときにきちんと整備はできておらず、回数も年に2回など限られた回数しか草刈りはできないと思う。樹木についても、学校があったときにきちんと剪定をしてという管理はできないと思う。ライフラインは避難所になっているため使えるようにし、故障した場合は修繕も行うが、それ以上の管理はできないと思う。教室についても定期的に清掃ができず、最低限の維持管理になってしまうため、跡地利活用がない場合は他の活用がない学校と同様、最低限の維持管理ということで考えている。

Q. 学校に鍵がかかってしまった場合に、地域の者として学校に風を通したりということも本当だったらできるが、鍵を市に返してしまった場合には開けることもできない。荒れていくのを見守るしかなくなるが、公民館に鍵を預けていただいてボランティアの者がある程度清掃などを行うということは不可能か。

A. 吉田では、閉校した学校の校舎の鍵と体育館の鍵を公民館に預けて、地域の行事のときなどに使用していただいている。有志の方にそのような活動をしていただけるのであれば是非お願いしたいと考えている。その際、本庁に鍵を借りて返すという手間が生じるため、相談させていただきながら公民館などに鍵を預けて、地域住民の方が活用できるようにできればと思う。

Q. 今、熊本地震で小学校や中学校が避難所となっているが、廃校になった後の避難所で体育館にはエアコンがつかないのか。熊本では10年前の地震の後、体育館へのエアコンの設置の必要性が言われていたが、なかなか進まなかったというところがあり、やはり避難所になると必要ではないかと思う。

A. 廃校になった後の体育館への空調整備について、危機管理課が担当であるが、いつ設置されるかまでは話が詰められていないところである。岩松小学校の体育館へ空調を整備する予定であり、それよりは遅くなるが、設置するような動きということとは聞いている。

Q. 維持管理の問題について、例えば、旧学校単位で地元のボランティア団体や協議会と委託契約を結んだような事例はないか。維持管理の委託契約という形で予算化して地元運営に任せるというかたちはどうなのか。

A. 校舎などを何に使うか決まっていない中、今と同じように維持するのはなかなか難しいと思う。ただ、地元の協議会や有志の方と契約させていただいて、年3回程度になるかと思うが、草刈りなどをやっていただいて、謝礼金という形で支払うということは可能かと思う。ただ、校舎につきましては、全く使われていない中、今と同じ維持管理は難しいと思う。

Q. 避難所になっており、防災拠点として非常食などの備蓄もある。各自治会も防災組織も作っている中で、それらの維持管理は危機管理課が全て消費期限なども全て把握してしっかりやってくれるのか。それとも地元の防災組織に任せるのか。避難所としての最低限の維持を目的として管理をするなども細かく考えて跡地利活用を考えていくのが良いのではないか。

漠然と何に使うのかとかではなくて、ここの部分についての維持管理はどうするのかという整理をしないといけないため、当然、畑地、北灘、清満はそれぞれ避難

所になっており、自治会全てを巻き込んでやらなければ各団体だけでは無理な話だと思う。企画課でも、各地域に地域づくり交付金を交付しており、予算組みも手上げ方式をつくって募集しているが、応募も少なかったと思う。そのような形で廃校の維持管理についても、企画課もきちっと予算化をしていただくような話は全然でていないのか。

- A. 地域づくり交付金の件で、一部250万円の枠、50万円5件を手上げ方式で枠を設けている。申請については、その上限枠を越える件数はいただいている。また、その中においては地域づくり協議会のなかで連携を図り、学校の閉校した施設を活用している事業の申請もあり、採択している事例もある。

(5) その他

6. 質疑応答

Q. 現在、岩松の津島放課後児童クラブには多くの子どもが来ているが、畑地、北灘、清満の放課後子ども教室はどうなるのか。

- A. 現在は北灘、清満、畑地の放課後子ども教室を開催しており、統合後も放課後子ども教室は存続させる前提である。長期休暇中は、現在と同じように津島放課後児童クラブに預かりの場を設定させていただくことになる。

Q. 子ども教室は、岩松小学校の中に1つつくるということか。

- A. 子ども教室は、現在、各地区で開催しているが、それをそのまま継続させるということである。

Q. 閉校した小学校をそのまま使うのか、それとも公民館を使うのか。

- A. 各地域の現状によって、小学校だったり公民館だったり、使用場所が異なるため、どこで開催するのかは今後検討する。

Q. バスで低学年と高学年が別の時間で来たとしても、それは対応できるのか。

- A. 学年毎の下校手段が確保されていくことになるため、それは対応可能と考えている。

Q. 子ども教室に行かない児童はバスで各地区へ帰り、希望する子は子ども教室で受け渡しするということか。

- A. そのとおりである。

Q. 子ども教室に関して、北灘は公民館で開催しているが、北灘公民館より手前のバス停で降りる児童は公民館までのバスの定期券がないのではないのか。

- A. 畑地地区からも同じ意見が出されており、整理した上で市の内部で相談したいと考えている。また、方向性が決まれば報告する。

7. 閉会